

質 疑 応 答 書 1

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		提出する書類の日付は提出日ですよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札説明書9(3)ウに記載のとおり、入札書の日付は実際の提出日を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		契約期間中に増設工事等により、契約電力が500KW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500KW以上の協議制となる予定はありません。 協議させていただきます。
4		予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はありません。
5		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌日末日を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。 了承します。
6		請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
7		送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、使用期間は令和8年4月1日0:00からで、検針日は、原則毎月1日です。
8		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
9		電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。 (1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払いが発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。(1枚の請求書に対し複数から支払われることはありません。)
10		自動検針装置はついてますか。 未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置しています。
11		仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事項について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、覚書締結の可否も含め、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
12		入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。 また、提出方法については、入札説明書9(4)に記載のとおりです。
13		入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金および電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	入札附属書(注)3に記載のとおり、基本料金、電力量料金、割引料金、1年間の予定総額、履行期間の予定総額(上段)は、消費税及び地方消費税を含むものとしてください。 また、入札附属書(注)4に記載のとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額、並びに1年間の予定総額、履行期間の予定総額(上段)に、小数点未満の端数がある時には、その全部を切り捨てた金額を記載してください。 入札書記載の入札金額については、お見込みのとおり小数点未満の端数切上げです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
14		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。
15		弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。なお、燃料費等調整を行う場合は、広島市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることとなります。基本料金単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項に基づく協議によることとなります。
16		燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。
17		落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	入札結果の公表は、通常は、開札日に当事業団ホームページに掲載しますが、くじ引きにより、落札者を決定する必要がある場合は、開札日の翌日以降となります。
18		入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金については、契約書第10条及び第11条に記載のとおりです。契約単価は、契約書第2条第1項に記載の金額（消費税及び地方消費税を含む）です。
19		落札後、またはご契約中に、一般送配電業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただきます。この上乗せ分はすべて一般送配電業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及ぶ事項につき、協議をすることは可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
20		複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
21		計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っていません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は、本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
22		落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。
23		契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	入札説明書11(3)アに記載のとおり、落札決定した日から5日以内の日に契約書を取り交わしてください。
24		発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
25		市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	電気料金の算定については、契約書第10条に記載のとおりであり不可となります。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 2

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11 その他(2) 契約書(案) 第18条	入札説明書11その他(2)に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (4)	郵送で、1回目のみに入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
4	入札付属書	<p>入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。</p> <p>①基本料金、月額(1)欄は力率割引(仕様書記載の標準力率100%)を適用した積算後の金額を記載する。</p> <p>②各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)する。</p> <p>認められない場合、入札金額の積算においては、ご指示のとおりに行いますが、仮に弊社が落札した場合には、弊社の規定(上記のとおり)で各月の電気料金を算定することになりますが、ご了承いただけますか。</p>	<p>① 入札説明書9(3)エ(エ)に記載のとおり、入札附属書の基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算のうち、入札附属書の積算方法に計算式を記載してください。</p> <p>② 入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。</p> <p>なお、電気料金の算定については、契約書第10条に記載のとおりです。</p>
5	契約書(案)	<p>契約書に以下の文言を追加させていただきますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。 不可の場合、協議いただくことは可能ですか。</p>	<p>条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
6	入札説明書9 (11)	<p>燃料費調整額について、「広島市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、各社が独自の算定方法に基づき燃料費等調整を実施することはできません。</p> <p>なお、燃料費等調整を行わないことは可能です。</p>
7	入札説明書9 (11)	<p>各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。</p> <p>落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、各社が独自の算定方法に基づき燃料費等調整を実施することはできませんが、燃料費等調整を行わないことは可能です。</p> <p>また、お見込みのとおり、入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含みません。</p> <p>落札者の決定方法については、入札説明書10(3)に記載のとおりです。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。